議題第317号

北九州広域都市計画臨港地区の変更（北九州市決定）

都市計画臨港地区を次のように変更する。

名　称	面　積（ｈａ）
北九州広域都市計画 臨港地区	３，６８８

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり。

（　別　紙　）

理　由　書

今回、臨港地区を解除する箇所は、本市の中心観光地である門司港レトロ地区の北に所在する約０．１ｈａの土地であり、当該地一帯の臨港地区の状況は、現在レトロ観光列車として利用されている旧鉄道貨物線に沿う形で商港区に指定されている。

当該地は、船員やその家族の福利厚生の増進を図る目的とした宿泊施設である「門司海員会館」として、昭和２７年から利用されていたが、当会館は宿泊者数の減少による経営の悪化や経年の建物の老朽化により、平成２５年度に閉館している。

臨港地区の当初指定時には海員会館が所在していたため臨港地区としていたもので、地理的にも臨港地区のうち、外側の陸域側に位置しており、今後においては、観光地である門司港レトロ地区にも近接していることから、観光やにぎわいづくりを振興する新たな土地利用が見込まれる。

本市都市計画マスタープランにおいても、「門司港レトロ地区を中心として多くの観光客が訪れる賑わいのあるまちづくり進める」としており、こうしたことから新たな土地利用の転換を図るため、平成２８年１２月の港湾計画の変更において、「港湾関連用地」から都市的土地利用が可能となる「都市機能用地」に土地利用計画を変更した。

よって、今回、当該地区について、将来的に港湾利用が見込めないことから、臨港地区を解除するものである。

北九州広域都市計画臨港地区の変更（新旧対照表）

臨港地区の面積欄上段（　）内は、変更前（平成２９年３月３１日北九州市告示第１１３号）の数値

名　称	面　積（ｈａ）
北九州広域都市計画 臨港地区	（３，６８８） ３，６８８

北九州広域都市計画　臨港地区の変更（門司港レトロ地区）　北九州市決定
総括図　S=1/25,000

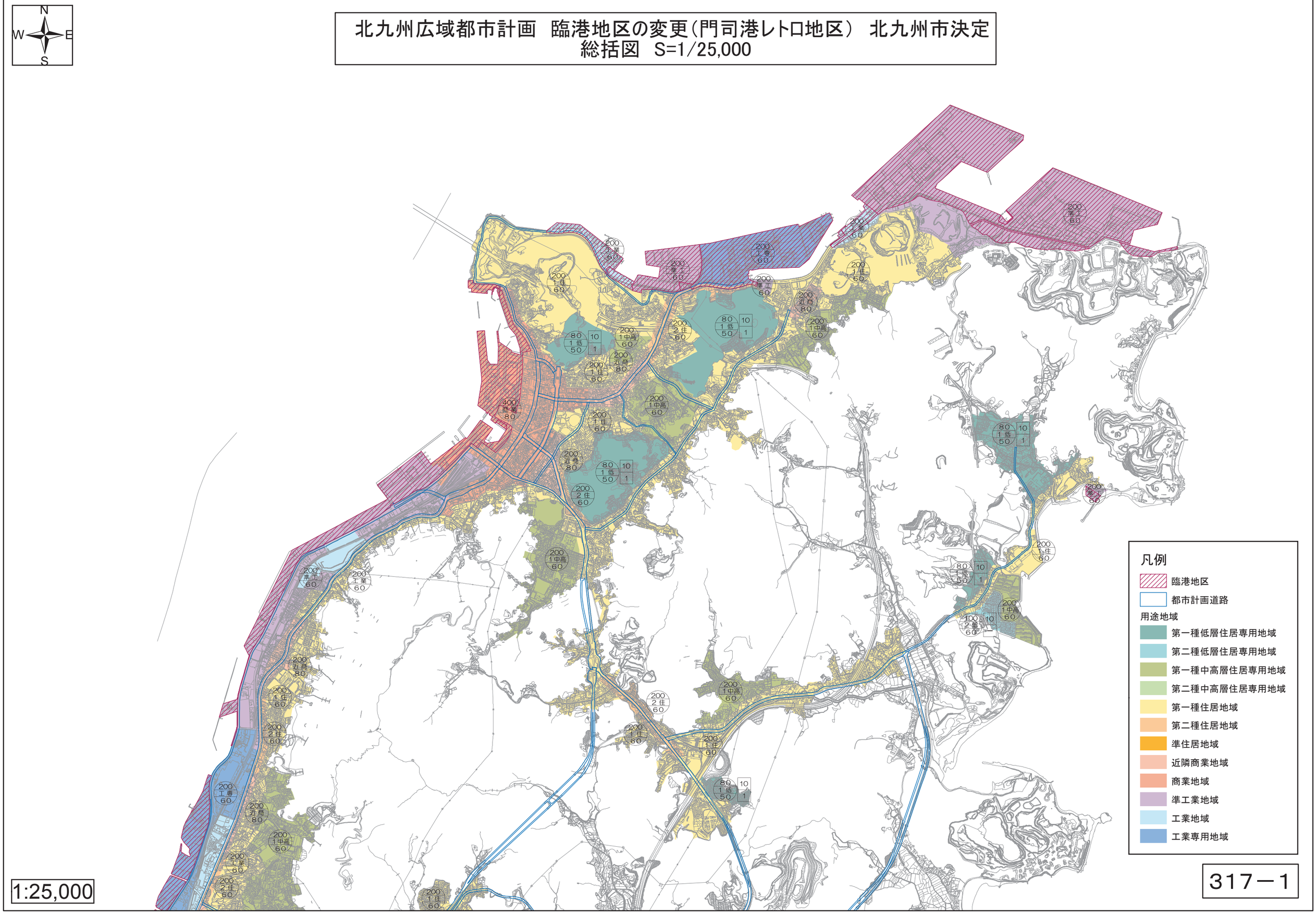

317－1

北九州広域都市計画臨港地区の変更（門司港レトロ地区） 北九州市決定
計画図 S=1/2,500

北九州広域都市計画臨港地区の変更（門司港レトロ地区） 北九州市決定
新旧対照図 S=1/2,500